

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
1	地場産品PR拠点企画・運営業務	経済観光局 ファッション産業課 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館4階／TEL: 078-984-0349	K7. 4. 1	優り株式会社 所在地: 神戸市中央区海岸通5丁目1-20	3,250,000	神戸ポートタワーは令和6年4月のリニューアル後、神戸の観光拠点の一つとして国内外から多くの観光客が訪れており、地場産品等を紹介する絶好の場となっている。当該施設の一角を活用するには、階層ごとに決まっている運営事業者に委託せざるを得ない。当該事業者は、2階の運営事業者であり、地場産品活性化を目的に、これまで幅広い商品開発や販売を手掛けており、高い専門性を持って本業務を効果的かつ確実に履行し得る者は他になく、当該事業者に委託する必要がある。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
2	K-partner 経営者相談サービス運用等業務	経済観光局経済政策課(中小企業金融担当) 神戸市中央区東川崎町1-8-4／TEL: 078-360-3205	K7. 4. 1	株式会社Compass 所在地: 神戸市中央区浪花町56Kipin	3,960,000	契約の相手方は、令和5年度に実施した公募型プロポーザルにより、当該業務の受託事業者として選定され、SNSによるチャットボットや相談予約システムを構築し、システム改修や事業者からの相談対応などの業務を適切に実行している。中小企業経営者向けの支援ツールとしてより効果的なものにしていくために、本サービスの対象となる事業者のニーズ等を調査・分析しサービスに反映させていく必要があり、本サービスの構築事業者である同事業者へ引き続き委託することが最善である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
3	水産産業への参入支援に関する業務	経済観光局工業課 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館4階／TEL: 078-984-0338	K7. 4. 1	公益財団法人新産業創造研究機構 所在地: 神戸市中央区港島中町6丁目1番地	8,704,000	本業務は、国・公的機関からの情報収集、市内中小企業が取り組むべき方向性の共有、市内中小企業の強みや経営資源の把握、大手企業のニーズ調査など、水素関連製品の研究・開発への支援や販路開拓支援を想定している。これらの業務を円滑に実行できるのは、中立的な立場で国・公的機関・企業との信頼関係を構築できる公共の団体であるとともに、業務遂行にあたり経験豊富な民間人材を保有し、中小企業への支援態勢を構築できる団体である。これらの条件を満たす団体は他に無く、代替が可能な委託先が存在しないことから特命随意契約とする。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
4	IoT・AI・ロボット導入支援及び医療機器等分野への参入、開発支援に関する業務	経済観光局工業課 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館4階／TEL: 078-984-0338	K7. 4. 1	公益財団法人新産業創造研究機構 所在地: 神戸市中央区港島中町6丁目1番地	21,000,000	大手企業とのネットワーク、更に地元中小企業と大手企業、それぞれのニーズ・シーズを把握した上で、的確にマッチングを行う必要があり、高度な専門性も求められる。当団体は、市・県・地元企業等により設立された公益財団法人であり、阪神・淡路大震災からの復興及び産業の発展に寄与するとともに、新産業の創造と既存産業の発展をめざして、産学官連携による新技術・新製品の研究開発と中小企業等への技術支援に取り組んでおり、技術移転機関として大手製造業出身の経験豊富な専門家や、大学機関や大手企業等多岐にわたるネットワークにより、幅広い分野における支援体制を築いている。また、国のプロジェクトの採択においても実績がある。また、当団体では公益財団法人であるため、中立的な立場で企業を支援することができる。さらに、市内企業の支援実績が豊富であり、市内中小企業の状況にも精通していることから、本業務を確実に履行が見込める唯一の団体であると考えられる。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
5	航空機産業のサプライチェーン構築支援に関する業務	経済観光局工業課 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館4階／TEL: 078-984-0338	K7. 4. 1	公益財団法人こうべ産業・統括支援財団 所在地: 神戸市中央区東川崎町1丁目6番4号	8,151,000	本業務では、国・公的機関からの情報収集、市内中小企業が取り組むべき方向性の共有、市内中小企業の強みや経営資源の把握、大手企業のニーズ調査等を想定している。これらの業務を円滑に実行できるのは、中立的な立場で国・公的機関・企業との信頼関係を構築できる公共の団体しなく、代替が可能な委託先が存在しないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
6	神戸市中央卸売市場本場施設管理業務	経済観光局中央卸売市場運営本部本場 神戸市兵庫区中之島1-4-4／078-672-8157	K7. 4. 1	日本管財株式会社神戸支店 所在地: 神戸市中央区御幸通7丁目1番15号 三宮ビル南館6階	21,143,540	当該事業者は、本場のPFI事業者として関連棟・加工物流棟の施設管理業務を実施し、監視設備や職員の常駐など業務体制を備えている。本業務は、PFI事業者以外の既存施設の同棟・同種の法定・定期点検等業務、設備遠隔監視等業務(緊急対応含)、修繕等対応業務であることから、すでに受託している業務と一体的に実施することが最善である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
7	東部市場使用料等収納管理事務(青果)	経済観光局中央卸売市場運営本部東部市場 神戸市東灘区深江浜町11-1／TEL: 078-413-7071	K7. 4. 1	神戸市東部青果卸売協同組合 所在地: 神戸市東灘区深江浜町1-1	2,773,980	神戸東部青果卸売協同組合は、東部市場全ての青果業者の仲卸業者で組織する組合であり、施設使用料等を確実に徴収するためには、当該組合に委託することが合理的かつ最善であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
8	産業廃棄物、動物系固形不燃物の収集運搬・処分業務	経済観光局中央卸売市場運営本部西部市場 神戸市長田区対馬通7-1-20／TEL: 078-671-1593	K7. 4. 1	徳島化製事業協業組合 所在地: 徳島県徳島市不動本町3-1704-1	5,016,000円	西部市場より継続的かつ大量に発生する、動物系固形不燃物(牛の特定部位・豚肉・内臓廃棄物)を焼却処分できる能力を保有している事業所。また、収集運搬から処分まで一括して行うことができる事業所のうち、本委託業務に応ずる意向を示している事業所は当該事業所しかないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
9	産業廃棄物、汚泥の収集運搬・増肥化処分業務	経済観光局中央卸売市場運営本部西部市場 神戸市長田区対馬通7-1-20／TEL: 078-671-1593	K7. 4. 1	近畿環境サービス株式会社 所在地: 大阪府西淀川区歌島2-1-12	30円/kg	西日本(九州を除く)において、農林水産大臣による「牛脊骨が混合しない肥料の製造工程」の確認を受けた増肥化事業所のうち、畜汚泥の処理が可能な増肥化事業所は2者あるが、西部市場から大量発生する汚泥の収集・運搬・適正処分まで一括請負する能力を有し、かつ兵庫県内における産業廃棄物収集運搬の許可を取得している唯一の業者であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
10	西部市場食肉センター運営業務	経済観光局中央卸売市場運営本部西部市場 神戸市長田区対馬通7-1-20／TEL: 078-671-1593	K7. 4. 1	神戸中央畜産物株式会社 所在地: 神戸市長田区対馬通7-1-20	34,896,400	委託業務の内容が、と畜解体処理と密接に関係しており、と畜解体処理を実施している西部市場唯一の卸売業者である当該業者が一体となって実施することが不可欠である。と畜場法に基づく作業衛生責任者に当該業者の下請け業者職員が充てられており、本業務の責任所在の明確化が必要である。以上のことから当該業者しか業務ができないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
11	西部市場食肉センター施設管理業務	経済観光局中央卸売市場運営本部西部市場 神戸市長田区対馬通7-1-20／TEL: 078-671-1593	K7. 4. 1	花木工業株式会社大阪支店 所在地: 大阪府淀川区西中島5-14-22	49,060,000	と畜から肉骨粉までの処理工程からなる一環した設備であり、一般的に周知されていない特殊なシステムである。当該設備には予備が無く、故障発生時の設備稼働停止が生産者・解体処理業者等の各方面へ多大な影響を及ぼす可能性があり、故障発生を予防する保全の確保が必要。食肉の安全を確保する必須設備として、安全管理が重要であり管理業務に衛生管理の知識が必要である。以上のことから当該業者しか業務ができないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
12	農家台帳システム等保守等業務	農業委員会事務局 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館2階／TEL: 078-984-0387	K7. 4. 1	株式会社両備システムズ 所在地: 岡山県岡山市北区下石井2丁目10番12号	2,046,000	本システムは当所属における農地関係事務に不可欠なデータベースであるが、システム開発者以外の事業者では、障害発生時の復旧対応など、システムの一部変更のためのプログラム変更などに適切かつ確実に対応できないことから、安定的な運用のため、当該システムの開発者と契約を行う。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
13	令和7年度「神戸・里山・農村地域活性化ビジョン」推進の加速化総合運営業務	経済観光局農政計画課 神戸市中央区御幸通6-1-12 TEL: 984-0369	K7. 4. 1	一般財団法人神戸農政公社 所在地: 神戸市西港区押部谷町高和1557-1	91,735,000	多岐に渡る里山・農村活性化事業を総合的に運営する事務局を設置するとともに、複数の事業を横断的に連携させる必要があるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
14	令和7年度ため池廃止業務(その1)	経済観光局農政計画課 神戸市中央区御幸通6丁目1-12 三宮ビル東館3階/TEL: 078-984-0372	K7. 4. 1	兵庫県土地改良事業団体連合会 所在地: 神戸市中央区北長狭通5丁目5-12	30,522,800	契約相手方と締結しているため池防災工事の推進に係る連携協定に基づき実施する業務であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
15	アフリカ月間in神戸企画制作・実施運営業務	経済観光局企業立地課 神戸市中央区御幸通6-1-12／TEL: 078-984-0292	K7. 4. 1	特定非営利活動法人AFRIKCLEAN 所在地: 西宮市神垣町5番30-201号	18,359,825	特定非営利法人AFRIKCLEANは、アフリカに関する専門知識を有し、アフリカ人のスタッフがあり、アフリカからの適切なゲストを招待する人脈も持ち合わせている。また、当該団体はアフリカ文化交流イベント「AFRIKA meets KANSAI」の主催団体であり、過去14回にわたり開催してきた実績がある。日本で唯一、各国大使も出席するアフリカ文化交流イベントを10年以上に継続実施している。この「AFRIKA meets KANSAI」のメインイベントは過去13回神戸を会場として実施しているため、神戸でのイベント実施/ノウハウも十分に持ち合わせており、14年の開催実績のある「AFRIKA meets KANSAI」と連携することで集客も固れ、効果的な広報も可能となる。したがって、本業務を適切に実行する上では、上記団体以外はないため随意契約を行うものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
16	垂水漁港車両整理場維持管理運営業務	経済観光局農水産課 神戸市東灘区3階／TEL: 078-984-0382	K7. 4. 1	神戸市漁業協同組合 所在地: 神戸市垂水区平磯3丁目1番10号	22,000,000	垂水漁港車両整理場は、漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条に基づく漁港の機能施設のうち、輸送施設(駐車場)に該当し、垂水漁港の建設に併せて整備した。船曳網漁業で漁獲し水揚げしたシラスやイカナゴを加工場まで運搬する大型冷凍車の駐車、屋上の漁獲物の集荷や買入人の業務用車及び漁業関係車の駐車場として利用しているが、漁業活動を妨げない範囲内で、一般車も駐車可能とし活用する。漁業活動の状況に応じて、臨機応変に、また、一体的に漁業活動に支障がないよう調整、漁業関係者及び一般車の車両整理場として管理運営する。以上から、漁業関係車及び一般車の車両整理場として、一体的に漁業活動に支障が出ないよう調整し管理運営できるのは、神戸市漁業協同組合のみである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
17	神戸市立栽培漁業センター管理運営業務	経済観光局農水産課 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館3階／TEL: 078-984-0382	K7. 4. 1	一般財団法人神戸農政公社 所在地: 神戸市西港区押部谷町高和宇手海寺山1557番地の1	66,928,000	栽培漁業は、兵庫県漁業基本計画に基づき、遺伝的多様性のリスクや疫病対策等の観点から公的機関が運営を実施している。(公財)ひよこ屋かな海づくし協会は現状の施設管理以上に管理施設を広げることではできないため、本業務を履行できるのは、技術・知識を有し、開設当初から管理を行い、漁業者との信頼関係を構築している(一財)神戸農政公社のみである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
18	神戸市西部域漁港管理運営業務	経済観光局農水産課 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館3階／TEL: 078-984-0382	K7. 4. 1	一般財団法人神戸農政公社 所在地: 神戸市西港区押部谷町高和宇手海寺山1557番地の1	78,600,000	漁港施設の管理には、漁業者や市漁協との密接な連携が必要となるほか、漁業権や漁港及び漁場の整備等に関する法律、漁船に関する知識が必要である。また地元元住民との連携が不可欠であり、近隣住民とトラブル及び環境問題等への対応や漁港対策について、地域の状況を十分に把握し適切に対応することが必要である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
19	道の駅「神戸フルーツ・フラワーパーク大沢」情報発信・休憩施設管理運営業務	経済観光局農水産課 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館3階／Tel. 078-984-0381	R7. 4. 1	株式会社北神地域振興 所在地: 神戸市北区大沢町上大沢2150	6,867,640	当該事業者は、農産物直売所、物販・飲食スペース、情報発信機能を備えた施設「FARM CIRCUS」の整備事業者であり、農産物直売所、物販・飲食スペースについては当該事業者が運営している。事業者公募の際、当該事業者から情報発信・休憩施設の運営についても農産、観光を始めとした神戸の魅力を発信する具体的な内容の提案をいただいている。本施設は市と当該事業者との共有物件であり、一体的な施設管理を行うことが効率的である。以上のことから、本事業を実施することができると認める団体は他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
20	道の駅「神戸フルーツ・フラワーパーク大沢」管理運営業務	経済観光局農水産課 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館3階／Tel. 078-984-0381	R7. 4. 1	一般財団法人神戸農政公社 神戸市西区押部谷町高和手性海寺山1557番地の1	274,249,000	当該事業者は、農産振興事業として、種苗供給や地域固有品種の資源管理等のバイテク事業や、新品種・新品目の試験栽培等について、豊富な経験と技術的なノウハウを有し、農業者への安定供給や情報提供を行っている。地域固有品種の管理としては、地域外への流出を防止することが重要であり、公的な機関による管理が望ましく、農業者からそのような要請がある。また果から、果樹の就農希望者の研修機関として認定を受けており、新規就農者の育成にも取り組んでいる専門的な機関である。当該事業者は、上記の農産振興業務に加え、来園者への情報発信や、果樹園や植栽をはじめとする「園内修景管理業務」、温室内の農産振興に必要な「建物・施設の維持管理業務」、設備等インフラ施設の管理業務といった、異なる業務を一体的に管理できる技術とノウハウを持つ唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
21	こうべアグリパーク維持管理業務	経済観光局農水産課 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館3階／Tel. 078-984-0381	R7. 4. 1	神戸農業公園再整備・KOBÉ里山SDGs共同事業体 所在地: 美夕市丹戸896番地2	40,000,000	旧農業公園再整備全体運営事業において、令和6年11月にプロポーザル方式によって神戸市農業公園再整備・KOBÉ 里山SDGs共同事業体が委託先候補事業者として選定され、令和7年1月より再整備事業事業公募時に事業者が使用する以上の施設を神戸市の管理範囲とし、市から事業者へ維持管理業務を委託予定である旨を記載している。また、委託先候補事業者の所在地が対象施設に非常に近く、即時対応が可能である。以上のことを総合的に勘案して、委託先候補者に随意選定することが適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
22	令和7年度神戸市林地台帳更新および森林資源等データ作成業務	経済観光局農政企画課 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館3階／Tel. 078-984-0373	R7. 4. 1	株式会社バスコ神戸支店 所在地: 神戸市中央区磯上通4丁目1番6号	6,688,000	本業務は令和2年度から令和6年度まで現受託業者と契約を行い、令和6年度で全地域の整備が完了。本業務では、開発当初から変更のあった情報を見つけて更新が必要であり、今まで情報を作ってきた業者が一層望ましい。加えて、本業務は神戸市の他業務所管課での開発と歩調を合わせ、市内共用GISシステムでの搭載を行い、それらの地図情報システムと密接不可分な関係にあり、特に固定資産地籍図や土地台帳など、同社独自の機密データを市内共用GISで利用することが可能であることは大きなアドバンテージとなっている。また、本業務は、現受託業者の運用する市内共用GISへのデータ搭載やシステム設定・運用ももった業務作業であり、当該データ搭載・設定・運用作業は構築を行った現受託業者が以上は実施することが契約上不可能である。したがって、本更新業務を最小の経費で確実に履行でき、早期達成できるのは上記会社以外には無く、随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)
23	神戸産堆肥利用促進事業	経済観光局西農産振興センター 神戸市西区伊川谷町西和1058／Tel. 078-957-8857	R7. 4. 1	一般財団法人神戸農政公社 所在地: 神戸市西区押部谷町高和1557-1	28,500,000	一般財団法人神戸農政公社は、昭和54年に市域農業の発展を目的に設立されて以来、市内の畜産振興などに携わっており、堆肥あっせん事業として農家に対し堆肥の販売取次業務を実施しているため、その仕組みを利用して効率的に当該事業を実施することができると認める。また、堆肥を生産する畜産農家及び堆肥を利用する各種農家との信頼関係や市、JAとのネットワークが構築しており、当該事業を実施できる団体は他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
24	神戸市内公衆無線LANサービス整備運用業務	経済観光局 観光企画課 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館9階 Tel. 078-984-0361	R7. 4. 1	株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス 所在地: 東京都中央区銀座6丁目2番1号 Daiwa銀座ビル4F	5,204,480	当該事業者は、本市の求めるサービス・運営体制を構築するうえで必要な専門知識や技能及びインフラを有している。また、本業務は既存の情報システムと密接不可分な関係にあることから、同事業者へ委託することが最善である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
25	JR新神戸駅における登山支援拠点運営業務	経済観光局 観光企画課 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館9階 Tel. 078-984-0361	R7. 4. 1	好日山荘 鉄幹観光パートナーズ共同企業体 所在地: 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号	7,450,000	本業務は、令和5年度より実施している神戸登山プロジェクトにおいて設置したトレイルステーション神戸を運営するものである。十分な登山専門知識技能及び体制を持ち、その強みを活かした登山サービスを提供することができ、かつ良好な業務遂行実績があり、効率的かつ運営方針の継続性を保って本業務を適切に実施できる唯一の者として、同事業体へ委託することが最善である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
26	市有泉源の維持管理業務	経済観光局 観光企画課 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館9階 Tel. 078-984-0361	R7. 4. 1	株式会社有馬温泉企業 所在地: 神戸市兵庫区新開地1丁目3番24号	30,206,000	市有泉源のうち、いわゆる金泉(含鉄ナトリウム塩化物強塩高温泉)を湧出する泉源(天神・祐・極楽・御所)においては、その泉質から、湯湯管(泉源から温泉を引き上げる管)内にスケール(析出物・含有物)が取り付き、温泉湧出を減少させる。このため、頻繁に湯湯管を取り替え、温泉の湧出量の確保を図る必要があるように、高圧の設備が主によって自噴している泉源の温度は90度以上と高温で、安全かつ安定した日常管理には一般的な設備管理費より、特殊な技術と経験の蓄積を要する。有馬温泉企業は、これまでの有馬温泉での泉源管理の実績により、日々泉源の変化に対応した安定的な維持管理ができている唯一の企業である。さらに、株式会社有馬温泉企業は、給湯事業を行うことを目的に、神戸市と神戸電鉄が各々50%出資した会社で、市有泉源や同社所有泉源による旅館等の給湯事業を長年、主な業務としており、同社取締役は有馬温泉保護協議会に委員として選任されていることから、地元と連携して有馬全体の泉源網にも精通している。また、1941年より自社の有馬温泉の維持管理を通して得た高度な知識と技術だけでなく、泉源のある有馬町内に社員が常駐し、異常発生時の迅速な緊急対応が可能で唯一の企業でもある。以上のことを総合的に勘案して、同企業に対して随意選定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
27	商店街・市場広域振興推進業務	経済観光局商業流通課 TEL:078-984-0346	R7. 4. 1	①神戸市商店街連合会 所在地: 神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号神戸市産業振興センター5階 ②神戸市小売市場連合会 所在地: 神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号神戸市産業振興センター5階	21,137,000	本事業は、相談体制の確立及び人的支援による商店街・小売市場の機能強化を目的としている。本業務の遂行をするにあたり、市内の商店街・小売市場の実態や状況を熟知していることが必要不可欠であり、神戸市商店街連合会・神戸市小売市場連合会、商店街・小売市場の中核機関として①人材交流や情報交換の機会創出、②各街街修及び啓発事業、③独自の情報発信、④加盟団体間の連絡調整や意見集約、といった事業を通じて商店街・小売市場との信頼関係を構築するとともに、実態や状況を熟知している。以上のことから、神戸市商店街連合会・神戸市小売市場連合会が商店街・小売市場の実情に応じた寄り添った支援を行い、円滑かつ確実に遂行できる唯一の事業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
28	令和7年度神戸市情報マップ用ため池浸水想定区域データ作成業務	経済観光局農政企画課神戸市中央区御幸通6丁目1-12三宮ビル東館3階／TEL: 078-984-0372	R7. 4. 2	株式会社バスコ 所在地: 東京都目黒区下目黒1-7-1 バスコ目黒くらビル	3,810,600	本業務では、市内共用GIS及びそれと連携している神戸市情報マップに、ため池決壊を想定した浸水想定区域図を早期に公開し避難に役立ててもらうことを目的とする業務であるため、搭載データの作成からデータの搭載、システム(市内共用GIS・市情報マップ)設定、公開データの確認、公開までの業務を一連で行う必要があり、これら一連の業務は、市内共用GIS及びそれと連携している神戸市情報マップを運用している株式会社バスコ以外では、実施することができない。このため、随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
29	神戸の花による街の彩ガーデン設置管理業務	経済観光局農水産課 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館3階／Tel. 078-984-0379	R7. 4. 3	神戸市花き協会 所在地: 神戸市北区淡河町淡河1379	9,000,000	当該事業者は、神戸市内の全ての花卉生産者が加入する組織であり、神戸産の花を年間通して臨機応変に供給できる団体である。神戸市内における花の生産者は出先市場がそれぞれ異なるため、一般業者で神戸産の花全てを入手するのは困難である。一方、当該事業者では、神戸産の新鮮で高品質な花を一般の流通価格より低価格で確実に手が配り、地元農家であることから、地産地消の推進や地域の生産振興にも大いに資する。また、展示の設置管理計画を立て、それに基づき花の計画生産を行うとともに、その生育状況を勘案し、展示に最適な状態の花を用意し、スムーズに業務遂行ができるのは、当該事業者だけである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)
30	令和7年度ため池廃止業務(その2)	経済観光局農政企画課神戸市中央区御幸通6丁目1-12三宮ビル東館3階／TEL: 078-984-0372	R7. 4. 14	兵庫県土地改良事業団連合会 所在地: 神戸市中央区北長狭通5丁目5-12	67,459,700	契約相手方と締結しているため池防災工事の推進に係る連携協定に基づき実施する業務であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
31	神戸国際展会場2号館シャッター改修工事業務	経済観光局 観光企画課 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館9階 Tel. 078-984-0361	R7. 6. 20	一般財団法人神戸住環境整備公社 所在地: 神戸市長田区二葉町5丁目1番32号	31,999,999	公共工事に關する法令、積算基準、設計監理などの専門的な知識と経験を有し、私企業と利害関係がなく公平性・中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができる市の外郭団体であり、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条に規定される条件を備えているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
32	神戸市経済観光局アドバイザリー業務	経済観光局経済政策課 神戸市中央区御幸通6-1-12 078-984-0324	27. 7. 10	東京都渋谷区桜丘町1-4渋谷サクラステージ SHIBUYA タワー 7 階 ビジネスエアポート	3,000,000	本業務は、東南アジア・インド圏とのビジネス面での関係性強化を目的とした情報収集及び調査を行うものであり、業務の成果は受託者の有する知識、能力、経験に大きく依存する。そのため、東南アジア・インド圏における豊富なビジネス経験を有し、経済動向調査や企業支援等の実績を十分に有する事業者を選定する必要がある。また、本業務には、現地企業や政府機関等の紹介も含まれており、これらの機関との強固なネットワークを有する事業者でなければ、業務の円滑な遂行は困難である。加えて、本市の施策検討・実行に資する助言を行うためには、本市の経済状況等に関する知識を有していることが求められる。さらに、本業務では関係機関等とのネットワーク構築も業務内容としており、継続的な業務実施により、より深い関係性の構築が期待される。この点において、昨年度の受託事業者が築いた成果や関係性を継承することが重要である。今年度の受託事業者は、昨年度の受託事業者とは法人格が異なるものの、代表取締役を同一とする法人であり、人的・業務的な継続性が確保されている。また、昨年度の実績に加え、中東地域との連携においても高い専門性と実績を有しており、業務内容のさらなる充実が期待できる。以上の理由により、本市にとってより効果的かつ実効性の高い成果を期待するため、昨年度の活動内容を宿美に継承し、かつより充実した業務内容の提供が可能な当該事業者と特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)